第３面

若しくは修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者又は第18条第３項、第68条の９第６項若しくは第77条の５第４項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第１項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

５・６　（略）

７　第１項から第４項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（機構による立入検査等の実施）

第69条の２　厚生労働大臣は、機構に、前条第１項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第４項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

２　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

３　第１項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

４　前項に規定する機構の職員は、第１項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第80条の５　厚生労働大臣は、機構に、第80条の２第７項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。

２　前項の立入検査又は質問については、第69条の２第２項から第４項までの規定を準用する。

（放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部改正）

第六条　放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表第二条第六項及び第七項第一号イの項を削り、同表第二条第四項第二号の項の次に次のように加える。

第二条第六項	、厚生労働大臣の承認	、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）の承認
	ものを厚生労働大臣の承認	ものをその薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）の承認
第二条第七項第一号イ	厚生労働大臣の承認	その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）の承認

第十五条第一項の表第十条第三項、第十三条の項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第七条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）以下この条において同じ。）」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十四条第二項中「都道府県、指定都市、中核市、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

「

上記のとおり決定する。

平成　年　月　日

都道府県知事
（保健所設置市市長又は特別区区長）
名印

経由責任者	保健所長　氏

」

を

「

上記のとおり決定する。

平成　年　月　日

市町村長
氏

事
市市長又は特別区区長）
名印

」

様式第１号（１）及び様式第１号（１１）中